

別表第1（第4条関係）

産業廃棄物の種類	換算係数
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1.93
廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる集じん施設によって集められたばいじん	1.26
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00